

語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例（平成元年藤枝市条例第36号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例

第 1 条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項に規定する職員」  
を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項及び第 2 0 4 条第 3  
項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5  
項に基づき、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に、「語学指導  
又は国際交流活動」を「語学指導等」に、「給与」を「報酬」に、「旅費」を「費  
用弁償」に、「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出しを「（報酬）」に改め、同条中「受ける給料について」を「報酬」  
に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出し中「給与」を「報酬」に改め、同条中「前 3 条」を「前条」に、  
「定める給与」を「定める報酬」に、「市条例の規定に基づく一般職職員の給与の  
例による」を「教育委員会規則で定める」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条を削る。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（通勤に係る費用弁償）

第 4 条 外国青年が藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号。  
以下「給与条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件  
に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回  
数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日等については、給与条例  
第 9 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 9 条の 3 の規定の例による。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第 5 条 外国青年が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係  
る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、藤枝市職員等の旅費に関する条例（昭和54年藤枝

市条例第7号)の例による。

(赴任及び帰国に係る費用弁償)

第6条 外国青年が、赴任及び帰国のために要する旅費については、費用を弁償する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の規定により支給事由の生じた給料の支給については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の語学指導等を行う外国青年の報酬及び語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例第5条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。